

6月1日現在

前月比
 人口 75,262 (-82)
 {男 35,991}
 {女 39,271}
 世帯数 20,064 (+3)

おおだて

7月号 (No. 192)

● 編集と発行 — 大館市役所 (電話) 2-1212
 ● 発行年月日 — 昭和48年7月1日
 ● 発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかつたり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

● 昭和43年3月1日第3種郵便物認可 (1部5円)

有浦スポーツ館完成

市内に初の無料スポーツ館が有浦小学校前に完成し、さる6月16日、石川市長はじめ、スポーツ関係者ら多数出席して、この完成を祝いました。

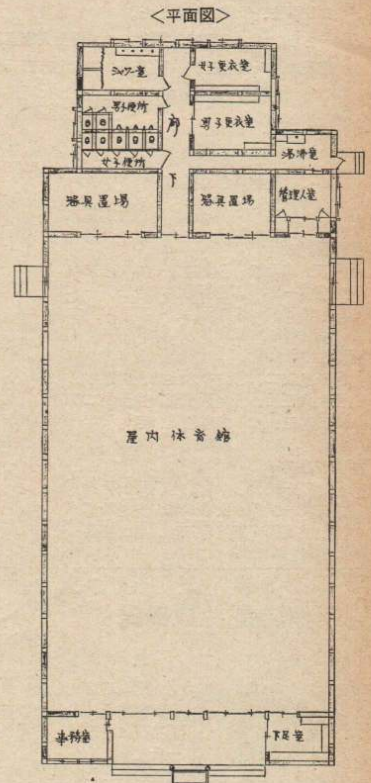
この有浦スポーツ館は、ママさんバレーなど、市内におけるスポーツ人口の増加に対処し、スポーツ愛好家の期待に応えたもので、建物は旧第三中学校の体育館を解体し、859万8,000円をかけて再建したものです。

館内の規模は、9人制バレーボールが辛じてできる程度の広さですから、決して広い面積とはいえませんが、附属施設として、男女の更衣室、シャワー室、器具置場が完備しておるほか、スポーツ関係の器具として大型のトランポリンなど25種も備えられており、体づくりには申し分ない施設といえます。

使用は6月17日から許可をしておりますので個人の体づくり、グループのスポーツ会にご利用いただければ幸いです



(写真) 完成した有浦スポーツ館



天然記念物

② 秋田犬

国指定 昭和6年7月31日指定

所在地 県北地区

管理者 秋田県



「大館といえば秋田犬、秋田犬といえば大館……」といわれるように、大館と秋田犬の絆は全国に知れわたっているところで、とくに、東大の農学博士、故山野英三郎氏の飼育した「忠犬ハチ公」(大正14年5月30日、東京渋谷で死亡)とその物語りは有名である。

秋田犬は、藩主時代から武士や豪農たちに番犬として飼育されていたもので、大館城主、佐竹侯はこの犬を斗犬によって武士の斗争心を養ったと伝えられ、斗犬熱は大館を中心として発達したので、大館犬ともいわれていた。

明治42年頃、斗犬熱が盛んになるにつれ、ただ、ケンカに強い犬であればよい、という風潮が起り、土佐犬の血が混るなどして、秋田の純粋味が危ぶまれるようになったため、昭和の初め、秋田犬は国犬として保存すべきであるという声が高まり、昭和2年、有志によって秋田犬の純粋種保存の基盤がつくられ、昭和6年7月31日、ついに、犬ではじめて国の天然記念物として指定を受けたのです。

秋田犬は、おとなしく忠実である。また、からだは堂々として品位と威厳があり、地味な中にも個性の強さが見られるという性質を有し、今では、全国はおろか、アメリカにも普及されるようになっている。

<購入した器具>

- 音響装置
- ジャンプメーター
- スリーマ
- チャミングマシン
- ベルトマッサージ器
- スタイリー
- チャイムサイクル
- ヘルスパンダー(10台)
- バイススクルトレーナー
- ローイングマシン
- エキサー
- 腹筋台
- 平均台
- トランポリン
- 鉄亜鈴10K(2組)
- ” 8K(2組)
- ” 5K(2組)
- 昇降運動用踏台(2台)
- マット(5枚)
- 卓球台(5台)
- バトミントン支柱
- バレーボール支柱
- 得点板
- 審判台

<使用申込など>

- ◆ 使用申し込先
市民体育館または有浦スポーツ館
- ◆ 使用できる時間
午前8時30分～午後9時
- ◆ 休館日
毎週月曜日と毎年12月29日から翌年1月3日まで
- ◆ 使用上の規制
スポーツ館は皆んなのものです。そのため、だれもがきれいな館内でスポーツを楽しめるように、つぎのような規制があります。
- ◆ 使用後は、使用箇所を清掃して管理人に引き渡すこと。
- ◆ 施設、器具をき損したときは、教育委員会に届けること。
- ◆ 許可なく、館内で寄付金の募集、物品の販売を行なわないこと。
- ◆ 伝染病患者、精神異状者、めいいてい者、危険物携帯者の入館を禁ずること。

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動大館地区実施委員会が先に立って、7月1日から1カ月間行なわれるもので、青少年の非行防止と非行におちいった者の更生援助を広く市民の理解と協力を得て、促進しようとするものです。

……暖かいあなたの心が非行を防ぐ……

＜5月臨時市議会＞

議長に佐藤氏 副議長に桜庭(末)氏を選任

去る5月28日に開れた臨時市議会(会期1日)には、専決処分3件と公設総合地方卸売市場特別会計の補正予算案が提出されましたが、いずれも原案どおり可決、承認されました。

さらに、この臨時市議会では、議事人事案件も上提され、市議会議長には佐藤民二郎氏(留任)、副議長には桜庭末吉氏が選任されたほか、各常任委員会や特別委員会のメンバーも下記のように再編成されました。

＜常任委員会の構成＞

- ◎委員長
◎副委員長

◎総務財政

- ◎石田徳太郎, ◎安達友一, 桜庭末吉, 工藤良一, 鳥瀨哲治, 若松清一, 田中国司, 菅原勇治, 石戸谷錦吉

◎厚生

- ◎奈良友二, ◎佐々木丈雄, 柳館邦男, 佐々木正治, 湯瀬勝衛, 佐藤民二郎, 成田耕三, 桜庭勝美, 西村久平

◎教育産業

- ◎菅原一雄, ◎伊藤武吉, 戸田竹雄, 成田利一, 木次谷 務, 上村 清, 畠山耕英, 築館米三郎, 畠山勝蔵



議長 佐藤民二郎氏



副議長 桜庭末吉氏

- ◎建設水道
◎伊藤悦二, ◎畠山広清, 谷地田一雄, 日景助次, 石垣忠一, 岩沢運三, 斎藤芳二, 高橋善三, 佐藤一男

＜議会運営委員会＞

- ◎議会運営
◎佐々木正治, ◎石戸谷錦吉, 石田徳太郎, 奈良友二, 畠山耕英, 築館米三郎, 田中国司, 伊藤悦二, 畠山勝蔵

＜特別委員会＞

- ◎公害対策
◎柳館邦男, ◎成田耕三, 戸田竹雄, 谷地田一雄, 日景助次, 工藤良一, 上村 清, 石垣忠一, 岩沢運三, 斎藤芳二, 若松清一, 西村久平
◎東北新幹線秋田県ルート誘致
◎石田徳太郎, ◎斎藤芳二, 佐々木正治, 奈良友二, 畠山耕英, 築館米三郎, 田中国司, 菅原勇治, 菅原一雄, 佐々木丈雄, 石戸谷錦吉

消防長には成田氏

～6月1日付～



大館周辺広域市町村圏消防の消防長に成田誠一氏(豊町)が就任しました。成田氏は花岡町出身で昭和8年、県立大館中学校卒業し、4年ほど花矢図書館に勤務したあと、秋田県巡査を振り出しに、33年間にわたって、警察関係の仕事を担当し、鷹巣、五城目の警察署長、警察学校長などを歴任したほか、今年4月、秋田県職を退職する直前には、秋田県消防学校長の要職にあった方で、人物、経歴ともに消防長としては適任者といわれており、今後の広域消防での活躍が期待されているところです。

＜総務課＞(課長・渡辺正明)

- ◎秘書広報係
◎秘書に関すること
◎市長会および助役会に関すること
◎市長および助役の事務引継ぎに関すること
◎褒賞および表彰に関すること
◎広報(庁内広報を含む)の発行に関すること
◎市勢要覧の発行に関すること
◎庶務係
◎諸行事の総合調整に関すること
◎儀式に関すること
◎行政協力員に関すること
◎出張所(矢立を除く)の総括に関すること
◎電話(教委所管の出先施設を除く)の設置および管理に関すること
◎市庁舎の管理に関すること
◎貯蓄奨励に関すること
◎防災計画および災害救助の統括に関すること
◎消防団に関すること
◎特別職員(臨時職員を除く)の任命および報酬等に関すること
◎その他、他の課に属しないこと
◎文書考査係
◎議会の招集および提出議案の総括等に関すること
◎条例、規則の審査および公布、編さん整理に関すること
◎決議権限に関すること
◎公印の制定および保管に関すること
◎行政考査に関すること
◎文書の審査および浄書、印刷に関すること
◎文書の收受、発送および整理保存に関すること
◎決裁文書等の庁内回送に関すること

各課の仕事

- ◎図書、法規類集および官報等の整理保存に関すること
◎計算係
◎計算機による計算事務(帳票の作業を含む)に関すること

＜職員課＞(課長・細田成信)

- ◎職員係
◎職員の任免、分限、懲戒、その他身分に関すること
◎職員の給与、旅費および一般職の職員以外のものの旅費に関すること
◎職員の研修に関すること
◎職員の福利厚生に関すること
◎臨時職員(時間的臨時職員を含む)の雇用に関すること
◎市町村職員共済組合に関すること
◎職員団体に関すること
◎公平委員会に関すること

＜財政課＞(課長・渡辺喜一郎)

- ◎財政係
◎財政計画および調査に関すること
◎予算の編成および総括に関すること
◎予算の令達、配分および執行監督に関すること
◎交付税に関すること
◎市債に関すること
◎財政報告書の公表に関すること
◎指定金融機関等の指定に関すること
◎一時借入金に関すること
◎庶務係
◎物品(用品基金に属するものを含む)の発注および検収(他課に属するものは除く)に関すること
◎不用品(廃林を除く)の処分に関すること
◎課内の庶務および課内で使用中の物品管理ならびにこれらの統括に関すること

青い羽根募金にご協力を

7月1日から1ヵ月、水難防止強調月間が始まります。市でもこの月間にちなんで、青い羽根の募金運動をすすめることにしました。この募金運動は、水難事故防止と救済事業をすすめる資金の一助とすために行なうものですから、市民の皆さんの暖かいご協力をお願いします。なお、募金は、一世帯当たり10円以上のご芳志をお願いすることになっておりますので、行政協力員がお伺いした際には、すすんでご協力くださるようお願いいたします。(厚生課・保健衛生係)

十二所出張所仮移転(公民館)

のお知らせ

市では、十二所公民館(出張所併設)を新築することに決め、現在の公民館を解体します。そのため、さる6月11日から同公民館、出張所が元佐藤医院宅(十二所宇谷地町17)に移転して執務を行なっています。新築工事は、11月末の完成をメドにすすめられます。完成までの間十二所地区の皆さんには大変ご不便をおかけすることになりますが、新築工事という事情をご察しの上、ご理解くださるようお願いいたします。

住宅用地と住宅用地以外の土地を分離課税

申告は7月31日までに

48年度の地方税法の一部改正により今年度分の固定資産税から、住宅用地と、住宅用地以外の土地等を分離して課税することになりました。そのため、市の税務課では、この分離による申告書を、7月10日頃までに、住宅用地の所有者に送付することになっていますので、住宅用地の所有者はつぎの事項を記入し、7月31日まで提出してくださいようお願いしています。

- ①所有者の住所、氏名、法人の場合は、法人名と代表者名
②所在地および台帳地積、家屋の所有者氏名、家屋の種類、家屋番号、構造、用途、延面積
③②もつばら、人の居住の用に供されてい

る部分の延面積、居住の用に供した年月日。

＜変わる固定資産税＞

この申告によって、48年度の固定資産税はつぎのようになります。

◎住宅用地については、現行制度によって計算された課税標準額が、評価額の2分の1に満たない場合は、その額が課税標準額になります。

また、評価額の2分の1をこえる場合は、2分の1にとどめられます。

◎住宅用地以外の土地(法人所有の宅地等)については、評価額に基づく税額と現行制度による48年度の額との差額の3分の2の額を;評価額に基づく税額から減額したものが、48年度の税額になります。

したがって、固定資産税が変更になるため、不足額については、第3期以降(12月)の納期から納めていただくことになります。市の税務課では、税法の改正による今度の住宅用地等の分離課税にあたって、市民の皆さんのご理解とご協力をのぞんでいます。

＜計算例＞

Table with columns: 48年度の評価額, 現行制度による課税標準額, 評価額に基づく税額, 現行制度に基づく税額, 差額, 48年度の税額, 今後増額される額. Includes a summary table for tax amounts by period.

大館・津 大館。津軽ルートを實現しよう

住みよい街づくりのための 用途地域の都市計画

大館市では、皆さんご承知のとおり、昭和44年5月市街地発展のため土地利用を考へ、用途地域を指定し、建築行為を規制したり、誘導してきましたが、都市計画法、建築基準法の改正により、新しい用途地域の草案がまとまりましたので、皆さんにお知らせいたします。

◆なぜ、新しい用途地域を定めるのか！

人口や産業が集中し、さまざまな活動が行なわれる都市では、そのままにしておくといろいろの用途や形態の建物が無秩序に混在するようになります。その結果騒音悪臭、日照妨害などにより生活環境が悪化するばかりでなく、生産、交通、レクリエーションなどの都市機能が混乱し

住みにくい不便な街になります。そこで、そのようなことがおこらないように、建物を建てる場合に建物の用途容積、形態等について、お互いを守るべき最低限のルールを決めるため、用途地域を定めることが必要なのです。

1. 用途の純化が図られる

これまで、住居、商業、準工業、工業の4用途地域が基本になっており、今回の改正では、次のように8用途地域に細分化され、住居環境の保護の強化を主眼とし用途の純化が図られることになりました。ただし、大館市では工業専用地域をのぞく、7用途地域を定めることとなります。

2. 容積率の限度が定められた

これまで、建物の建ぺい率と高さの制限を基本に特例として容積率の制限を採用することができるようになっていましたが、今回の改正では、第1種住居専用地域を除いては、高さの制限がなくなり、用途地域のすべについて、地域の特性に応じた建物の容積率の限度が定められ、土地の有効的活用と都市環境の保全、建物と公共施設とのバランスがとれるようになりました。

3. 守りやすい建ぺい率

最近、敷地規模が小さくなる傾向にありますので、今回の改正では、全般的に建ぺい率の制限が緩和されました。

ただ、第1種住居専用地域では、その性格に応じて適切な建ぺい率を定めるようになりました。

●建ぺい率とは？

建物の建築面積（建て坪）の敷地面積に対する割合のことを言います。

●容積率とは？

建築物各階の合計床面積と敷地面積との割合のことを言います。

4. 日照権を配慮

第1種住居専用地域では、建物の高さを10メートル以下におさえており、とくに隣地との日照などを考慮して、敷地の北側では第1種、第2種住居専用地域とも、北側斜線というものが設けられ、一定の斜線の制限を受けることになりました。また、北側以外についても隣家の敷地や狭い道路に接して、いきなり極端に高い建物が建つことのないよう、高さの限度（隣地、道路斜線制限）が定められました。

用途地域の特色

新しい用途地域の構想決まる

1. 用途地域設定 の方針

本市の居住状態は市街地（大町）を中心に周辺部に次第に広がり市街地膨張の傾向が強く、農地転用状況上から見て、市街地周辺部に於て相当数の宅地化が行われ今後も益々人口が市街地に集ると考えられます、この現況から見ても既成市街地の再開発計画、新市

街地の構成についての将来の発展の動向、用途別土地利用等を勘案し、良好な住居環境を保全するよう留意し、公害並びに災害等がおこらない市街地形成に資するようおおむね10年間の土地利用を目やすに定めました。

2. 用途地域の配置、 規模、形状

◆第1種住居専用地域は

低層住宅地としての良好な環境を保護する必要がある新市街地のうち、有浦地区、東台地区、狐台地区について定めています。

(イ)原則として商業地域、工業地域又は交通量の多い主要道路に接して定めません。

(ロ)形態が路線的又は不整形にならないように区画整理等が行われた地域に定めています。

◆第2種住居専用地域は

既成市街地内のうち、住宅の高さを制限しないで、中高層住宅も建つような環境の保護を図る地域として、有浦地区、根下戸、神明町地区、鉄砲場、東台、相染町、旭ヶ丘地区について定めています。

(イ)第1種住居専用地域の(イ)と同様に商業地域等に接して定めません。

(ロ)今後中高層住宅地として開発することが適当である地域について定めています。

◆近隣商業地域は

周辺の住民の日用品の販売を主体とする区域であり、中心的商店街と住宅地に接し、或いは住宅地内に介在する小規模な商業地、幹線道路沿いで沿道サービスの立地傾向の著しい地域として、御成町1丁目地区、御成町2丁目～御成町4丁目地区、栄町、田町地区、片山地区、末広町地区、片町地区、田代町地区について定めています。

◆準工業地域は

環境の悪化をもたらすおそれのない工業利便を増す工場の立地する区域で、住居の立地をも認めることが必要な区域、自動車関連等の流通業務施設の立地する区域及び沿道サービス施設が現に立地する主要幹線道路沿いの地域とし、板子石地区（清水町1部）、根下戸、片山地区について定めています。

◆工業地域は

他の地域で建てられなく、大規模の工場等が建てられるように設けた区域で、将来とも工業地として整備されることが予想され、工業の機能上住宅地をも認めることがやむを得ない地域として、板子石地区について定めています。

◆住居地域は

既成市街地のうち、用途の混在度合等から住居専用地域とすることが不適当な地域又は将来ある程度の用途の混在を許容しつつ、工場や劇場等の侵入により環境が悪化することを防ぎながら、主として住居の環境を保護すべき区域について各地区に定めています。

◆商業地域は

大町商店街を中心に専門店等が立地する専用度の高い商業地、大館駅前の商業地、官庁、事務所等が集中立地する業務地、卸売団地等流通業務施設が集中して立地する区域、風俗営業等近隣商業地域では許容されないサービス施設が多く混在する区域として、大町地区（長倉町、片町、馬喰町、中町、新町、末広町、幸町、常盤木町、泉町）御成町地区、卸町地区について定めています。

大館市では次のとおり制限する構想であります。

用途地域の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離の限度

用途地域	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	摘要
第1種住居専用地域	80%	50%	1 M	地域の特性に応じて定めています
第2種住居専用地域	200	60		建築基準法で定められています
住居地域	200	60		〃
近隣商業地域	200 300	80		〃
商業地域	400	80		地域の特性に応じて定めています
準工業地域	200	60		建築基準法で定められています
工業地域	200	60		〃

新しい用途地域

- 第1種住居専用地域…低層住宅地として良好な住居の環境を保護するため定める地域
- 第2種住居専用地域…中高層住宅地を含む住宅地として良好な住居の環境を保護する必要がある地域
- 住居地域…主として住居の環境を保護する必要がある地域
- 近隣商業地域…近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
- 商業地域…主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
- 準工業地域…主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
- 工業地域…主として工業の利便を増進するため定める地域

用途地域図(案)および
公述申し出の方法等は
裏面にあります

大館都市計画新用途地域計画図(案)

用途地域が決定されるまでの手続

1. 公聴会

公聴会の日時、開催場所は北鹿新聞、東北新報等に公告のうえお知らせします。

公聴会で公述を希望される方は、公述申出書に意見の要旨およびその理由を書き、指定日(別に定める)まで市役所都市開発課へ提出してください。

ただし、公述人となることができる方は市の住民に限ります。公述を希望される方が多数のときは、公述人となる方を選んで、その結果をご本人に通知します。

2. 縦覧

市長が公聴会で出された意見を加味して案をまとめますと、2週間縦覧に供します。縦覧の場所や日時は市役所各出張所に公告します。縦覧の期間中に皆さんや利害関係人は、この案について意見書を市長に提出することができます。

公述申出書

大館都市計画の用途地域についての構想に対して、次のとおり意見を申し述べたいので申し出します。

昭和 年 月 日

大館市長 石川芳男殿

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

意見の要旨およびその理由 別紙

※「意見の要旨およびその理由」作成上の注意

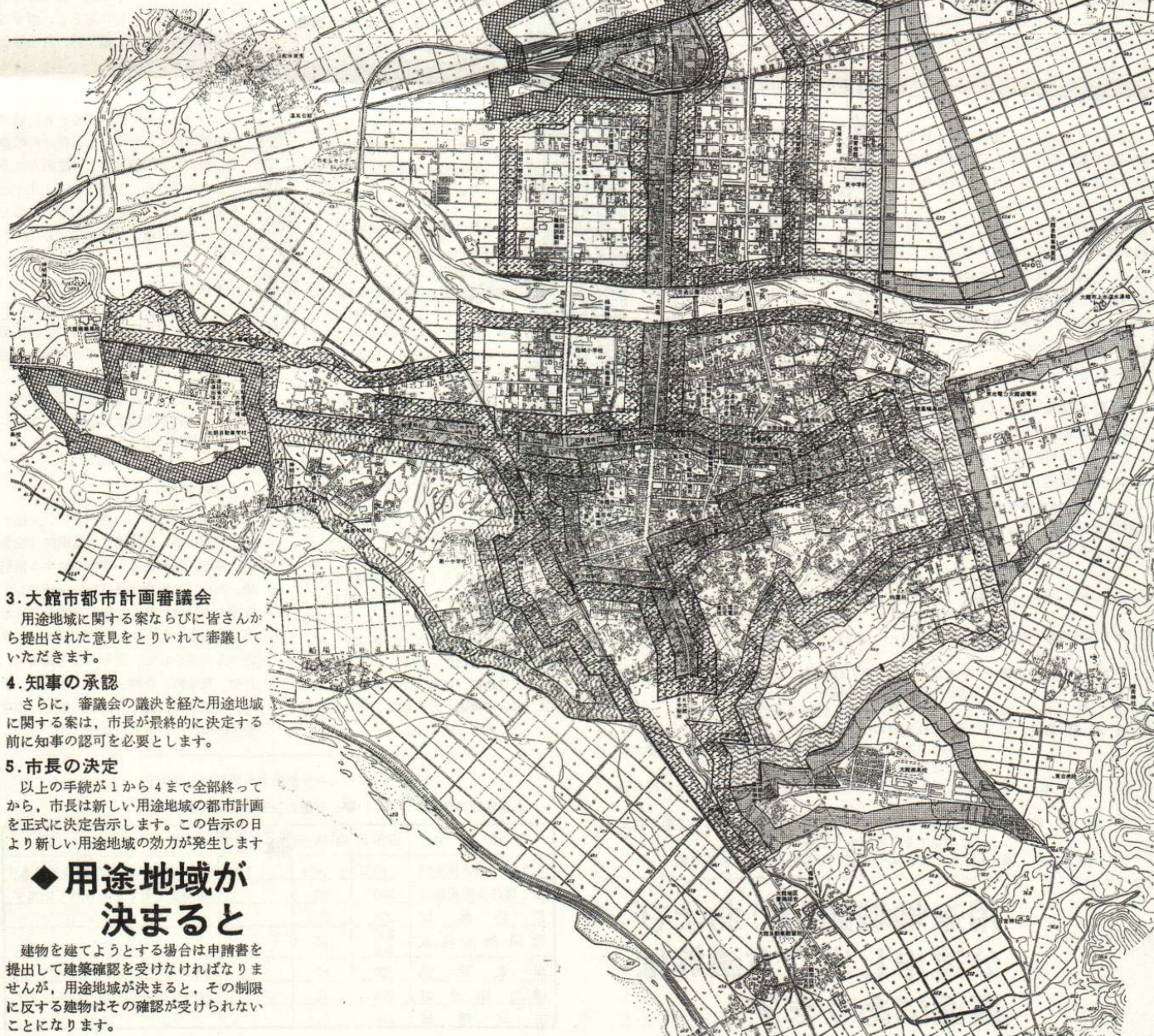
① B4.400字詰原稿用紙2枚以内に意見の要旨および理由を区分して記載すること。

② 楷書で白筆し、横書きすること。

凡例

	第1種住宅専用地域
	第2種住宅専用地域
	住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

※それぞれの用途地域は凡例の模様でかこまれたワケ内全域です。



3. 大館市都市計画審議会

用途地域に関する案ならびに皆さんから提出された意見を取りいれて審議していただきます。

4. 知事の承認

さらに、審議会の議決を経た用途地域に関する案は、市長が最終的に決定する前に知事の認可を必要とします。

5. 市長の決定

以上の手続が1から4まで全部終わってから、市長は新しい用途地域の都市計画を正式に決定告示します。この告示の日より新しい用途地域の効力が発生します

◆用途地域が決まると

建物を建てようとする場合は申請書を提出して建築確認を受けなければなりません。用途地域が決まると、その制限に反する建物はその確認が受けられないこととなります。

昭和48年7月1日 (No.192)



7月1日 市民プール・オープン

<青少年プール>

使用料金

小学校児童(4年生以上)	1回20円
中学生	30円
高校生・大学生	50円
一般	100円

勤労青少年(ホームから利用証の交付を受けた方) 20円
身体障害者 20円

水泳時間

第1回	10時~12時
第2回	13時30分~15時30分
第3回	17時30分~19時30分

※第3回は高校生以下の方は使用できません。

<子どもプール>

使用料金……無料

こどもの水死事故を防止しましょう

子どもは水の恐ろしさを知りません。県内で発生した昨年1年間の水による死者は78人で、うち幼児の水死事故は26人となっています。また、大館では3人の幼児が水で死亡しています。



これから8月いっぱい、水死事故が増えますので、子どもさんにつぎのことを守らせましょう。

- ◆水泳ぎは決められたところで。
- ◆川や池にかけられた注意は必ず守る
- ◆水泳ぎに行くときは行き先をつける。
- ◆ひとりで水泳ぎに行かない。
- ◆泳ぎに自信のない人は、必ず浮き袋・浮き輪などの救命具を持っていくこと
- ◆大館から悲しい水死事故をださないように、子どもたちみんなで気をつけましょう。

(大館警察署) 大館市防犯協会

身体障害者福祉大会

第1回大館市身体障害者福祉大会が13地区身障協会の代表者500名の参加で行なわれます。この大会は、社会更正意欲の向上と積極的な性格をそして協調精神を養うと

水難救助の講習会

日本赤十字社秋田県支部では、水難救助要員を養成するため、つぎの日程で講習会を開催します。

記
とき 7月20日~23日
ところ 武道館(開・閉講式)
勤労青少年プール(実技)
資格 水泳のできる方、男女青年問わず。
講師 日赤秋田県支部から数名派遣
携行名 筆記用具、水泳着、バスタオル、サンダル、トレパン、昼食、テキスト代150円~200円
申込先 福祉事務所、福祉保へ

<肢体不自由者> 巡回相談所を開設

肢体不自由者の巡回相談所をつぎのとおり開設します。

記
とき 7月12日(木)
ところ 大館市民体育館
内容と時間
◎補装具の修理、再交付、施設入所生活、医療、職業などの相談を受ける方。(10時~16時まで)
◎新しく手帳の交付を受けた方、あるいは補装具の交付を受けた方、または更生医療を受けたいなど、医師の指導と診断を受けた方。(13時~15時まで)

ともに会員相互の親睦、団結を強化し新たな希望をもって社会復帰への道を開拓するために行なわれます。

記
とき 7月8日(日)
ところ 市民体育館
じかん 午前9時~午後3時

木材関連業者の皆さんへ

秋田県内の木材・木製品製造および家具・装備品製造の事業を営んでいる方は、この7月1日から被雇用者に対してつぎの金額(最低賃金)以上の賃金を支払うことが義務づけられます。これに違反しますと罰せられますのでご注意ください。

- ◎一般労働者の場合
1日……1,150円(時間給による場合は1時間143円75銭)
- ◎軽作業および見習労働者の場合
1日……1,000円(時間給による場合は1時間125円)
なお、試みの使用期間中の労働者などの場合は、この最低賃金の適用から除外されます。

◎最低賃金の計算方法
(1)月給の場合
{(基本給+諸手当)-(精皆勤手当+通勤手当)} / 1年間における1月平均所定労働日数
(2)日給および時間給の場合
{(月額諸手当)+(精皆勤手当+通勤手当)} / 1年間における1月平均所定労働日数(時間数)+日額(時間額)
※くわしいことは、大館労働基準監督署 電話2-4033番へお問い合わせください。

保健婦の窓

—こどものおやつ—

◎おやつは食事と同じ
子どもの食事については神経質なお母さんも、おやつには無頓着といった場合が多いようです。子どもも、おとなも、3回の食事だけで1日の必要量を全部とるのは難しいので、不足分を「おやつ」で補う必要があります。
◎おやつでバランスを
おやつは人生の添え物ではなく、食事の変形であり、3回の食事で足りない栄養分の補足です。
◆おやつは個人差
「適当なおやつ」の質と量は、子どもによって、またその日によって当然かわります。子どもにあわせて与えましょう
◎甘いおやつはいけない
甘さにつられて食べすぎてしまい、かんじんの食事がおろそかになり、必要な蛋白質などの栄養分が十分にとれなくなります。
「甘いもの好き」に育てるのは子どもの将来に望ましくありません。

消費者コーナー

<伝染病食中毒の原因>
●腐敗したもの、未熟なもの。
●有毒・有害な物質が含まれ、または付着しているもの。
●病原微生物により汚染されているもの、そのおそれのあるもの。
●不潔、異物の混入、添加などによって健康をそこなうおそれのあるもの。

住民サービスに勤める東北電力

サービス高揚旬間が6月4日から13日まで、東北電力全営業所で実施され、大館営業所管内でも、28項目の行事に延人員286人が参加して行なわれました。

これらの行事の主なものあげると、防犯灯8基、公園ベンチ4つを市に寄贈したのをはじめ、釈迦内地区の国道で、所員20名動員して交通事故防止の呼びかけ、ひとりぐらしの老人、61才から86才までの20人の自宅で配線診断と簡易修理およびバスタオルをプレゼント長木川清掃、交通信号灯の清掃大館駅へ公徳傘の寄贈などの行事が行なわれました。

街頭進出による交通事故防止活動では女子社員8名が「どちらまでですか」「お気をつけて」とことばをかけ、冷たいジュースのサービスと環境美化をはかるために、ヒナゲシ、ナデシコ、コスモスの種をくばりました。

長木川の清掃は、小雨のばらつ中、60人が参加し、夏にかけ

て子どもたちの遊び場となる大橋・東大橋間の清掃が行なわれました。

また、1人ぐらし老人家庭を訪問して配線やコンセントの修理、ヒューズの取替えを行ないましたが、たこ足配線が目立ち、以前にテレビを焼いたことのある家や、電気毛布のスイッチをつけっぱなしにしてたんでいて、火災の危険のある家もありました。

話し相手の少ない老人たちは、とつぜんの訪問に大変よろこび、むかし話や身のうえ話をする方もおり、東北電力の方から「いつまでもお元気でください」といわれ、ニコリ笑ってうなずいていました。

このごろ、1人ぐらしの老人の事故が多くなっていますので、隣り近所の方々が協力して、事故のないようにしたいものです。

なお、いたみの著しい配線については市と東北電力が協力して取り替えることになっています。



(写真) 交通安全を呼びかけ 冷たいジュースをサービスする社員

経緯由

みちのくのあすを開く「東北新幹線」

老人医療費受給者証

—今月から更新に—

7月1日から、お医者さんにかかるときは新しい「老人医療費受給者証」(青色)および「老人医療費請求書」を健康保険証といっしょに持っていかないと、お金を払わなければならないになります。

老人医療費請求書は

- (1)お医者さんにかかる月の初日に、1枚持っていくこと。
- (2)この用紙が不足になったとき、健康保険証に変更があったときは、福祉事務所へお知らせください。
- (3)「老人医療費受給者証」(カード)のうら書の注意事項をよく読んで、必ず守ってください。

※いままで使用したオレンジ色のカードは使用できません。

<国民年金> 保険料免除の申請

—7月31日まで—

病気や災害など、いろいろの事情により保険料を納めることが困難な方は必ず免除の申請をしてください。

保険料が未納になっておりまして将来年金をうける権利が失われることもありますので、納付書と印かんをもって、厚生課年金係で手続きをしてください。

国家公務員募集

初級試験

試験区分

行政事務A・B、郵政事務A・B、税務、電気、機械、土木、建築、農業、農業土木、林業

受験資格

昭和25年4月2日～31年4月1日(税務は、28年4月2日)生まれの方。

申込期間

7月20日～8月3日

中級試験

試験区分

行政事務、図書館学、電気・通信、機械、土木、建設、化学、農業、農業土木

受験資格

昭和21年4月2日～29年4月1日生まれの方

受付期間

7月10日～7月19日

※申込み・問合せ先

(980) 仙台市本町3丁目3-1 人事院東北事務局

出稼ぎ者の皆さんへ

地域相談指導員を委嘱

市では出稼ぎ者のために相談、就労動向等を進めるため、市内に地域相談員としてつぎの方を委嘱しました。

- 菅原隆二氏(山館字羽立24-1)
- 花田 昭氏(十二所字川端50-4)
- 富樫嘉明氏(板沢字屋布59-2)

出稼互助会へ加入を

市民相談室内において互助会の加入事務を行なっていますので、出稼前(出発前)に出稼労働者手帳の交付を受けるとともに、互助会へ加入してから就労するようにしてください。

<出稼互助会加入の利点>

- ①見舞金の交付
 - 火災の場合 5万円
 - 死亡 " 30万円
 - 事故 " 1カ月以上3～5万円
 - 病気 " 1カ月以上3～5万円
- ②就労先への郷土通信(無料)
 - 1カ所5名以上の場合
- ③不払賃金の一部立替
- ④就労先への巡回
- ⑤その他の相談

※なお、出稼互助会に加入する方は加入金として200円を必要とします。くわしいことは、市役所市民相談室にお尋ねください。

公民館の窓

婦人教養講座受講生募集

申込締切 7月10日
開講予定 7月17日
(申込みは電話でも可)

家庭教育学級を開設中

城南、桂城、有浦、城西の各小学校
7月のテーマ「子どものしつけ」

健康教室

お父さん (午後6時～8時)
2日、9日、19日、24日
ママさん (午前10時～正午)
9日、19日、24日、30日
いずれも市民体育館

老壮大学の開催

7月16日 午後1時より
場所……竹村デパート

滝の沢(十和田湖)キャンプ場開設

7月27日～8月8日まで
子ども会、青少年団体、家族、職場、学校など、団体で申込みください。
締切り……7月10日

市民学校「生花教室」の日程

2日、9日、16日、23日、30日

青年セミナーの日程

4日(水)講話と打合せ
8日(日)八幡平登山(バスで)
19日(木)対抗バレー、卓球(お父さん健康教室の参加者と)
※以上の参加希望者、くわしいことは、中央公民館へ(電話2-4369番)

成人式のご案内

と き 48年8月16日(木)午後2時(受付・午後1時より)
と ころ 大館市民体育館
該 当 者 昭和27年4月2日～28年4月1日までに生まれた方

※案内状は7月上旬までにさしあげます。
市内在住の方以外で参加を希望する方は、教育委員会社会教育課、成人式係までお知らせください。(TEL2-1212, 内線255)

3才児検診の

お知らせ

大館保健所では幼児のすこやかな成長を願いながら、3才児全員を対象に、来年少3月まで医師・歯科医師による総合検診を行ないます。

記

月 日 7月13日(毎月第2金曜日)
場 所 大館保健所二階
時 間 午時1時～2時30分
対 象 者 6月1日～31日の間に満3才に達した幼児

検診料 無料

※対象者の保護者あてにハガキで通知します。ので、定められた日においでください。

※最近、大館市に転入した対象者には通知が届かない場合がありますので、保健所へ住所等をお知らせください。
※その他不明な点は、保健所(2-4164番)へお問い合わせください。

胃・婦人がん検診

<婦人がんの検診>

と き 7月3日、5日、10日
じ かん 午後1時30分～3時30分
と ころ 石塚医院(向町)
奥田産婦人科医院(清水町)
大館市立総合病院(豊町)
佐藤産婦人科医院(長倉町)
立石産婦人科医院(御成町)
津島医院(長倉町)
渡辺医院(御成町)

料 金 900円
30才以上の受診者には、市で350円補助します。

<胃検診> 厚生課で受付中です

締切り 7月20日
申込方法 電話、口頭なんでも可
住所、氏名を正確に
検診料 1人800円
30才以上の受診者には、市で350円補助します。
検診日 8月21日～9月1日

市民の善意

<福祉事務所扱い>

片岡鉄一郎氏(御成町3丁目) 老人福祉施設および児童福祉施設へ10万円
伊藤イサさん(常盤木町)は食堂 竹の子5・3kg
老人福祉施設へ5,000円
加藤勤一郎氏(末広町) 老人福祉施設へ10,000円

<老人ホーム扱い>

伊藤利一氏(軽井沢) 誕生祝菓子9人分
飯塚裕氏(アセ石) 甘寿司37人分
日景昌氏(軽井沢) 竹の子5・3kg
小笠原孫一氏(〃) 竹の子5・3kg
大館理容師会15名 散髪無料奉仕
佐藤佐一夫妻(大滝警察官駐在所) 生花
大滝ミュージック劇場 歌と踊り
鈴木タマエさん(軽井沢) 金時豆2・3kg
田畑泰造氏(新町セントラル)
浪曲披露及び洋菓子71個
金沢啓子さん(南ヶ丘ダイナミックサニート) ねずみ駆除薬済散奉仕
秋田労災病院 担架 3台
匿名者より くこの木5本

柔道の朝げいこ

じ かん 午前6時～7時
と ころ 市立武道館
対 象 小学校4年生から一般
※初心者の方でも、ふるってご参加ください。

商業実態基本調査

にご協力を

この調査は7月1日現在の中小商業における商業経営を知るための基本調査として通商産業省が行なうもので、雇用、販売、仕入、経理、金融などの実態を調査し、商業経営の内容が業種別、規模別にみて、どのように異なっているかを明らかにしようとするものです。

とくに中小商業施策の重要な基礎資料となるばかりでなく、商業をいとなむ方々にとっても大切な経営の参考資料になりますので、調査員がおうかがいしたときは、よろしくご協力ください。

予 防 接 種

子どもを病気から守り、健康なからだをつくるために、必ず接種を受けてください。

種 別	会 場	対 象									
		十二所公民館	矢立診療所	花矢公民館	上川公民館	下川公民館	真中公民館	二井田公民館	釈迦内公民館	長木公民館	市民体育館
百日咳・ジフテリア 破傷風 混合	7月3日	7月4日	7月4日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月6日	7月6日	7月10日	7月11日
	7月24日	7月25日	7月25日	7月26日	7月26日	7月26日	7月26日	7月27日	7月27日	7月31日	8月1日